

自家用電気工作物の保安管理業務 特記仕様書

1. 目的

この業務は環境調査研修所内の電気工作物を定期的に点検し、保安規程並びに法令で定められた電気設備の技術基準の規定に適合した状態で保安・運用することを目的とする。

2. 対象設備

環境調査研修所（所沢市並木3-3）内の電気工作物

(1) 需要設備

ア. 設備容量：1350キロボルトアンペア

イ. 受電電圧：6600ボルト

(2) 非常用予備発電装置

ア. 発電所定格容量：250キロボルトアンペア

イ. 発電所定格電圧：200ボルト

ウ. 原動機の種類：ディーゼル

(3) 太陽光発電所

ア. 設備容量：20キロボルトアンペア

イ. 受電電圧：200ボルト

3. 点検周期

点検の種類と周期は次のとおりとし、点検、測定及び試験の基準等は別紙による。

月次点検：毎月1回（ただし、発電所については、8月と2月の年2回）

年次点検A：毎年1回（月次点検を含む）

年次点検B：3毎に1回（年次点検Aを含む）

4. 業務内容

(1) 2. に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について環境調査研修所に報告すること。

ただし、発電所の原動機、熱交換器等の分解・整備及び排気ガスの測定は、環境調査研修所の負担において行うものとし、環境調査研修所は、請負者に分解・整備等の記録を提示し、請負者は必要に応じてそのとるべき措置について環境調査研修所に報告すること。

(2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、環境調査研修所もしくは電力会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につぎとるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

- (3) 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 2. に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 2. に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について環境調査研修所に報告すること。
- (6) 2. に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、環境調査研修所の通知を受けて、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について環境調査研修所に報告すること。
- (7) 全各項の業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、環境調査研修所は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとし、これに関し、環境調査研修所の求めに応じて請負者は助言を行うこと。
 - ①取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機、及び昇降路内の設備等
 - ②取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
 - ③点検時現場に設置されていない移動用機器等
 - ④構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
 - ⑤点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
 - ⑥高所又は隠蔽場所に設置された配線及び機器等
 - ⑦業務上の都合等環境調査研修所の事由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等

5. その他

本特記仕様書に定めのない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成20年版）」（（財）建築保全センター発行）によるもののほか、環境調査研修所担当官の指示による。

別表

点検、測定及び試験の基準等

1-1 月次点検及び年次点検

(1) 需要設備

電 気 工 作 物		点 検 方 法	月次点検	年 次 点 検	
				A	B
受 電 設 備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる 区分開閉器等 引込線等 〔架空電線、支持物 ケーブル〕	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○※1	○
		区分開閉器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作特性試験			○
	断 路 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○※1	○
	遮 断 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		動 作 試 験		○	○
		内 部 点 検			○
		絶縁油の点検・試験			○※3
	電 力 ヒ ュ ー ズ	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	計 器 用 変 成 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		内 部 点 検			○
		絶縁油の点検・試験			○※3
	電力用コンデンサ	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	避 雷 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	母 線	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	その他の高圧機器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	配 電 回 路 制 御 盤	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○
		計 器 校 正 試 験			○
		制 御 回 路 試 験		○	○
	受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外 観 点 検	○	○	○
	接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○※2	○

電 気 工 作 物		点 検 方 法	月次点検	年 次 点 検	
				A	B
配 電 設 備	配 電 線 路 〔架空電線、支持物 ケーブル〕	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	断 路 器、遮 断 器 開 閉 器、変 圧 器 計 器 用 変 成 器 電 力 用 コ ン デ ン サ そ の 他 高 圧 機 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		内 部 点 検			○
		絶縁油の点検・試験			○※3
	接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○※2	○
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原 動 機 装 置 属 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		始 動 試 験	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発 電 機 装 置 励 磁 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○※2	○
	遮 断 器 装 置 開 閉 器 装 置 配 電 装 置 制 御 装 置 等	外 観 点 検	○	○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○
		制 御 装 置 試 験		○	○
その他は受電設備に準ずる					
蓄 電 池 設 備	本 体	外 観 点 検	○	○	○
		液 量 点 検	○	○	○
		電 圧 ・ 比 重 測 定		○	○
		液 温 測 定		○	○
	充 電 機 装 置 属 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○※2	○
電 気 使 用 場 所 の 設 備	電 動 機 類、電 熱 装 置 電 気 溶 接 機 装 置 照 明 装 置 配 線、配 線 器 具 そ の 他 の 機 器 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○※2	○
		漏 洩 電 流 測 定	○	○	○

- 注) (1) 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいう。
- (2) ※1 を付した項目は、停電範囲により実施しないことがある。
- (3) ※2 を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
- (4) ※3 を付した項目は、PCB 混入のおそれがある場合は試験を省略することがある。
- (5) 「漏洩電流測定」は、高圧受配電設備の変圧器のB種接地工事の接地線において測定する。
- (6) 変圧器の二次側以降の低圧電路(電気使用場所の設備を含む。)と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがある。

(2) 太陽電池発電所

電 気 工 作 物	点 検 種 類	月次点検	年次点検	備 考
太 陽 電 池 ア レ イ	外 観 点 検	○	○	
	機 関 の 調 整		○※1	
	接 地 抵 抗 測 定 (架台等)		○※2	
接 統 箱	外 観 点 検	○	○	
	絶 縁 抵 抗 測 定 (必要に応じ)		○※1	
	放射温度計による温度測定 (必要に応じ)		○※1	
	接 地 抵 抗 測 定		○※2	
遮 断 器、開 閉 変 圧 器、 配 電 盤、 制 御 装 置、 直 交 流 変 換 装 置	外 観 点 検	○	○	
	絶 縁 抵 抗 測 定		○	
	接 地 抵 抗 測 定		○※2	
	保護機能動作確認	○	○	
	表示部の動作確認	○	○	
系 統 連 系 保 護 装 置	外 観 点 検	○	○	
	絶 縁 抵 抗 測 定		○	
	保護継電器動作試験		○	
	投入ロック動作試験		○	
蓄 電 池 等	外 観 点 検	○	○	
	液 量 点 検	○	○	
	電圧・比重・液温測定		○	
	絶 縁 抵 抗 測 定 (必要に応じ)		○	
	接 地 抵 抗 測 定 (架台等)		○※2	
電 路	絶 縁 抵 抗 測 定		○	

- 注) (1) 本表における年次点検は、年次点検A及び年次点検Bのことをいう。
 (2) 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいう。
 (3) ※1を付した項目は、停電範囲により実施できないことがある。
 (4) ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。

以下余白